

○財務省告示第百六十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
 平成二十二年四月十三日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年五月十二日  
 財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（二十年）（第九回）及び利付国庫債券（三十年）（第六回、第十九回、第二十一回、第二十五回、第二十八回、第三十回及び第三十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十七億円	三千三十四億六千九百八十六万円		

八 最低額面金  
九 振替単位  
十 発行価格

五万円  
振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
の整数倍の金額によるものと  
す。平成十二年四月十三日  
平成十二年四月十三日  
発行対象国債ごと、金額  
百円につき、次の算式により算  
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\left( \frac{100}{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

十二 利率  
十三 経過払込み

(一) 別表のとおり  
は、募入決定の通知を受け、た  
式により、払込金額を加え、次の算  
式による規定する。期日に払い込  
むものとする。

の率前十発行、  
の債の第の発行、  
面債国からでがに  
額国債国からでがに  
の象国債の発行払  
象対発行の発行払  
行各期す利子なる  
対各期す利子なる  
行各期す利子なる  
額100×払定(日に  
各子に規定(日に  
総額100×払定(日に  
各子に規定(日に  
零。)

(二)

発行時に、利息  
係る所得税が、源泉徴収の  
にのり、振替口座簿の中  
るも、記載又は記録のもの  
口座に記載又は記録のもの



二十 者 払込期日 平成二十二年四月十三日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十九回)	一・九%	平成三年四月二十一日	円百八十九億
利付国庫債券 (第三十回)	二・四%	平成十年四月十三日	五百億円
利付国庫債券 (第三十回)	二・三%	平成十年四月二十七日	三百二十六億円
利付国庫債券 (第三十回)	二・三%	平成十年四月二十八日	四十五億円
利付国庫債券 (第三十回)	二・五%	平成三年五月二十日	二百六十三億円
利付国庫債券 (第三十回)	二・三%	平成三年五月二十一日	百五十億円
利付国庫債券 (第三十回)	二・二%	平成九年五月二十一日	千二十一億円